一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構

日本臨床発達心理士会栃木支部規約

第１条（名称）

本会は、日本臨床発達心理士会栃木支部と称する。

第２条（事務局）

本会は、事務局を栃木県栃木市平井町６０８番地國學院大学栃木短期大学心理学研究室（佐藤）の住所に置く。

第３条（目的）

本会は、臨床発達心理士の資格取得者の相互の連携を密にし、技能の向上を図るとともに、本会の健全な発展に寄与することを目的とする。

第４条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

１　研修会・研究会等の開催

その他、前条の目的を達成するために必要と認める事業

第５条（会員）

本会の会員は、日本臨床発達心理士会栃木支部に所属する臨床発達心理士であり、職場

または住居を本支部内に有する者とする。

第６条（入会）

臨床発達心理士の資格取得の時点で第５条に該当する会員が、一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構において本支部に登録した時点で本会への入会とする。

第７条（退会）

会員が、第５条の条件を満たさず、一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構において本支部に登録を末梢した時点で、本会からの退会とする。

１　臨床発達心理士資格を喪失したとき

２　他支部への異動申請を受理されたとき

第８条（事業や活動への参加）

会員は、本会が主催または、共催する事業及び活動等に参加することができる。

第９条（会計・会計年度・会費）

１　本会の会計は、会費等による。

２　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年の３月31日に終わる。

３　会費は、年２０００円とし、一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構への一括納入とする。納付期限は２月末日とする。

４　新入会員については、納付期限を別途定める。

第１０条（総会）

総会は、支部会員をもって構成し、会の意思と方針を決定する。

２　定期総会は年１回開催し、必要に応じて臨時総会を開催することとする。

３　総会の成立は、出席者と委任状提出者の合計数が支部会員の半数を越えることとする。定足数に満たない場合は、仮総会とする。

４　総会の議決は、出席者の過半数をもって成立するとする。

５　仮総会における承認および決定事項は、全会員に周知し、その後、３０日以内に支部会員の過半数の反対がない場合は、成立したものとする。

６　定期総会には次の議題を提出しなければならない。

①事業の年次計画及び収支予算の承認

②事業年次報告及び収支決算の承認

第１１条（役員・選出方法・任期）

１　本会には、次の役員を置く

①支部長（１名）

②副支部長

③事務局長（１名）

④会計

⑤研修担当

⑥HP・NL担当

⑦幹事（１名）

その他、支部の運営にあたり支部長が必要と認める役員

２ 支部長、幹事は会員の互選により選出し、事務局長、支部役員は支部長が指名する。

３ 支部長は、本会を代表し、会務を執行する。幹事は、支部を代表し日本臨床発達心理士会に出席する。事務局長は支部長を補佐し、本会の事務を総括する。

４ 役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

第１２条（監査役･選出方法･任期）

１　本会には監査役を置く。監査役は２名とし、本会の事業および会計を監査する。

２　監査役は支部長の指名による。

３　監査役の任期は１年とし、再任を妨げない。

第１３条（本規約の変更）

この規約の変更は、支部会総会に出席した会員のうち３分の２以上の同意を得るものとする。

改定２００９年５月２３日一部改正

２０１３年５月１８日一部改正

２０１９年５月１１日一部改正

施行期日　２０１９年５月１２日より施行する。